

加入済事業所 事務担当者様向け 「会員管理」及び「健康診断受診料補助」について
※各申請紙はホームページでダウンロードできます

〇会費について

1. 納入方法

- (1) 四半期ごとに 3 カ月分の会費を先払いで口座振替します
- (2) 会費は、会員計算日（四半期表参照）の会員人数で請求します（会員計算日と同日の退会者は、請求人数から除きます）
- 【請求金額】 会員 2 名以上の事業所：1,500 円×会員数
会員 1 名の場合：2,100 円

※入会金・会費は福利厚生費として損金算入の対象になります。

【四半期表】

	対象月	会員計算日	口座振替日
第 1 期	4.5.6	3 月 31 日	4 月 20 日
第 2 期	7.8.9	6 月 30 日	7 月 20 日
第 3 期	10.11.12	9 月 30 日	10 月 20 日
第 4 期	1.2.3	12 月 31 日	1 月 20 日

※振替日が土日祝日の場合は、翌営業日振替

※通帳摘要欄印字 “MHF）サルビアタウン”

2. 会費滞納された場合のご注意

- (1) 会費を滞納すると全てのサービスが停止となります
- (2) 原則、2 期分を滞納すると退会となります

〇追加入会について

1. 対象者

- 事業所内の従業員の方で未加入の方（パート従業員等也可）
- （注）次に該当する方は入会できません。
 - ・6 カ月未満の期間を定めて雇用されている方
 - ・入会時において、入院加療中の方

2. 入会金・会費

- ・入会金（1 人あたり）300 円
- ・月会費（1 人あたり）500 円

3. お申込み～入会までの流れ

- (1) 「追加入会者の申込書」で申請してください
（ホームページ申請書類送信フォーム、または FAX、郵送、窓口）
- (2) 受理後、入会金・会費の振込用紙を発行します
※会費は入会月から発生します。
※次回の四半期以降は口座振替になります。
- (3) 入会金と会費の「入金日」が「入会日」となります
- (4) ご入金確認後、会員番号通知、会報誌を発行します
※デジタル会員証
ホームページから情報登録することにより、お手持ちのスマートフォン等で表示することができます（操作方法は会員番号通知に記載しています）

4. サービスの利用開始

- (1) 入会した日からサービスをご利用できます
※サービスのご利用申請は、さるびあたうんが会員様から直接承ります（事業所が行う手続きはございません）
- (2) 慶弔見舞給付金は、以下の要件があります（新入会の方はご注意ください）
 - ① 入会の翌月以降に発生した事由が給付対象です
 - ② 給付金の請求は、入会の翌月から数えて 6 カ月目から可能となります

〇退会の手続き

- (1) 退会日より前に、「退会届」を提出してください
（ホームページ申請書類送信フォーム、または FAX、郵送、窓口）
 - (2) 退会者のカード型会員証は、退会日以降ご返送願います
※2025 年 10 月 1 日以降はデジタル会員証導入のため、カード型会員証は発行していません
 - (3) 納入済の会費は返金いたしません
- 注意事項
- ・退会後は全てのサービスを受けることができなくなります。
 - ・慶弔見舞給付金は退会前にご申請ください。（本人死亡の弔慰金を除く）
 - ・会費の未納がある場合は予め納入をお願いします。

〇退会者の会費の引き継ぎ

- (1) 会費の引き継ぎ
 - ・会員の退会後、同じ四半期中に追加入会者が発生した場合、追加入会者は退会者の会費を引き継ぐことができます。
（追加入会者に係るその四半期の会費は不要）
 - ・入会金への転嫁はできません。
- (2) 引き継ぎの要件
 - ① 退会日以降の追加入会者であること。
 - ② 引き継ぎできるのは、ひとりの退会者に対し入会者 1 名です。（複数への分配不可）
- (3) 引き継ぎの申告
「追加入会者の申込書」にて「会費の引継ぎ」に対する申告をお願いします。

〇変更届について

会員の方が転勤等で、「会費の請求先」と「会報誌の送付先」の変更が必要な場合、ご申請ください
（ホームページ申請書類送信フォーム、または FAX、郵送、窓口）

〇健康診断受診料補助について

事業者が負担した「健康診断受診料」について、事業者に対し補助を行います

1. 対象となる健康診断と補助金額

- ① 協会けんぽ「生活習慣病予防健診」
【補助金額】 会員 1 名につき、1,000 円
 - ② さるびあたうん提携病院での健康診断
【補助金額】 会員 1 名につき、1,600 円
- ※詳細は会報誌、ホームページでご確認ください。

2. 申請方法

- (1) 会員が健康診断を受診後、事業者がまとめて補助金を申請してください。
（ホームページ申請書類送信フォーム、または FAX、郵送）
- (2) 必要書類
 - ① 健康診断補助金申請書
 - ② 「領収書」または「受診者明細書」
 いずれの場合も、受診者の氏名が記載されているもの